

# 第2次桜川市男女共同参画推進プラン

[案]

# 目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の趣旨 .....	2
2 プランの性格と位置付け .....	3
3 プランの期間 .....	4
4 プランの策定体制 .....	4
第2章 男女共同参画を取りまく現状 .....	5
1 国内・外の男女共同参画に関する動向 .....	6
2 桜川市の概況 .....	9
3 住民意識調査結果の概要 .....	17
第3章 プランの基本的考え方 .....	19
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	21
3 施策の体系.....	23
第4章 プランの内容 .....	26
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備 .....	27
基本目標2 あらゆる分野への女性活躍の推進 .....	35
基本目標3 健康で安全・安心な暮らしの実現 .....	43
第5章 プランの推進体制の整備.....	50
1 プランの推進体制 .....	51
2 計画の進行管理.....	52
資料編	
1 プランの策定経過 .....	
2 桜川市男女共同参画審議会委員名簿 .....	
3 桜川市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱 .....	
4 用語集 .....	
5 男女共同参画社会に関する住民意識調査 .....	

# 第 1 章 プランの策定にあたって

---

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年に「桜川市男女共同参画推進プラン」が策定されてから10年が経過しました。

この間、国においては、女性の活躍による経済社会の活性化や、男性、子どもにとっての男女共同参画などを強調した「第3次男女共同参画基本計画」、震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点を導入した「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、県においても、国の計画に呼応した、第2次及び第3次の「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し推進されてきました。

本市では、「お互いを認めて築く共同参画社会 桜川」を基本理念に、「男女の人権の尊重と男女平等意識の確立」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「雇用の場における男女共同参画」「健康で安心して暮らせる生活環境の整備」に関する基本目標のもとで体系化された施策を推進してきました。

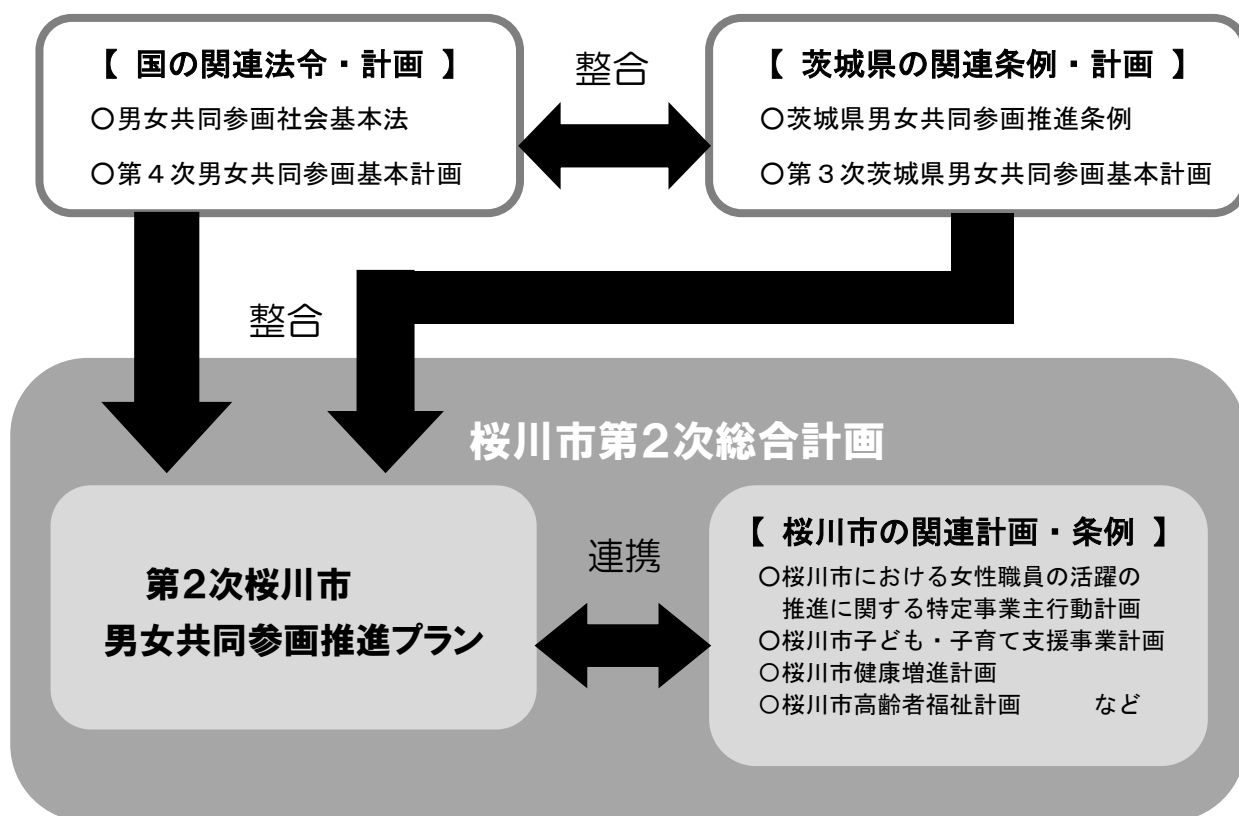
しかし、私たちを取り巻く社会情勢は、急激な少子高齢化、家庭形態の多様化など大きく変化し、それに伴って市民の価値観や要望も多様化してきました。

一方で「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という「性別による固定的な役割意識」は、現在も根強く残っており、一人ひとりの生き方や生活の選択の幅を狭める要因ともなっています。

こうした状況を踏まえ、本市においては、男女が対等の立場で社会の一員となり、自らの意思でそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現を目指すために、「第2次桜川市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

## 2 プランの性格と位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「第3次男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- (3) 本計画は、「桜川市第2次総合計画」をはじめ、その他市の関係計画と連携を図りながら推進します。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」を一体として策定します。
- (5) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を一体的として策定します。



### 3 プランの期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とします。2023年度までの5年間を実施計画（前期）とし、前期終了時点で必要に応じて内容を見直し、新たに2024年度から2028年度の5年間の実施計画（後期）の策定を行います。

なお、本計画は、法律の改正等、男女共同参画をとりまく社会情勢の変化に応じ、随時見直すものとしています。



### 4 プランの策定体制

本計画の策定にあたっては、平成29年11月から12月にかけて住民意識調査である「男女共同参画社会に関する住民意識調査」を実施したほか、「桜川市男女共同参画推進プラン策定委員会」や庁内検討組織などにおいて協議し策定しました。

また、計画案に対する市民の意見公募として、平成31年1月7日から2月6日まで、パブリックコメントを行いました。

## 第2章 男女共同参画を取りまく現状

---

## 第2章 男女共同参画を取りまく現状

### 1 国内・外の男女共同参画に関する動向

#### (1) 世界の動き

年	内容
昭和 50 (1975) 年	国際婦人年世界会議開催 女性の地位向上を目指した「国連婦人の 10 年」の設定などの世界行動計画が採択されました。
昭和 60 (1985) 年	第 3 回世界女性会議開催 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略が採択されました。
平成 7 (1995) 年	第 4 回世界女性会議開催 2000 年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ行動綱領（北京行動綱領）が採択されました。
平成 12 (2000) 年	女性 2000 年会議開催 21 世紀に向けた行動指針「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
平成 23 (2011) 年	ジェンダー（※1）平等と女性のエンパワーメント（※2）のための国連機関（UN Women）発足
平成 26 (2014) 年	第 58 回国連婦人の地位委員会開催 日本が提案し、79 か国が共同提案国となった「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が決議されました。
平成 27 (2015) 年	国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」が 17 の目標（SDGs）（※3）の 1 つとして掲げられました。

※1：ジェンダーとは「社会的・文化的に形成された性別」のことで、職場や家庭における男女の固定的な役割分担に伴う性別のこと。ジェンダーは、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※2：女性のエンパワーメントとは、女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定の過程に参画し、自立的な力をつけること。

※3：SDGs とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の頭文字をとったもの。2015 年 9 月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 2016 年から 2030 年までの 17 の国際目標のこと。



## (2) 国内の動き

年	内 容
昭和 50 (1975) 年	「婦人問題企画推進本部」設置 (総理府)
昭和 60 (1985) 年	女子差別撤廃条約批准 「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、条約を批准しました。
平成 6 (1994) 年	「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 (総理府)
平成 8 (1996) 年	「男女共同参画 2000 年プラン」策定 男女共同参画社会の形成を促進するために、平成 12 (2000) 年までに政府が取り組むべき施策が整備されました。
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」公布
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 13 (2001) 年	「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 (内閣府) 「配偶者暴力防止法」公布
平成 15 (2003) 年	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定 指導的地位の女性の割合が 2020 年までに少なくとも 30%程度になることへの期待とそのための支援が明記されました。
平成 19 (2007) 年	「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 24 (2012) 年	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画 ～はたらくな でしこ大作戦～」決定
平成 27 (2015) 年	「女性活躍推進法」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 28 (2016) 年	改正「男女雇用機会均等法」公布 妊娠・出産に関するハラスメント防止措置義務等が新設されました。
平成 29 (2017) 年	改正「育児介護休業法」公布 育児休業や育児休業給付期間の延長や男性の育児参加を促進するための育児 目的休暇の新設が規定されました。

### (3) 茨城県の動き

年	内 容
昭和 53 (1978) 年	「青少年婦人課」設置 県における男女共同参画への取組が開始されました。
平成 8 (1996) 年	「いばらきハーモニープラン」策定 男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした女性施策の指針が示されました。
平成 13 (2001) 年	「茨城県男女共同参画推進条例」制定 県・県民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組む基本と推進体制の整備が規定されました。
平成 14 (2002) 年	「茨城県男女共同参画基本計画」策定
平成 17 (2005) 年	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設 男女共同参画施策を推進する拠点として、茨城県女性青少年課に開設されました。
平成 28 (2016) 年	「第3次茨城県男女共同参画基本計画」策定

### (4) 桜川市の動き

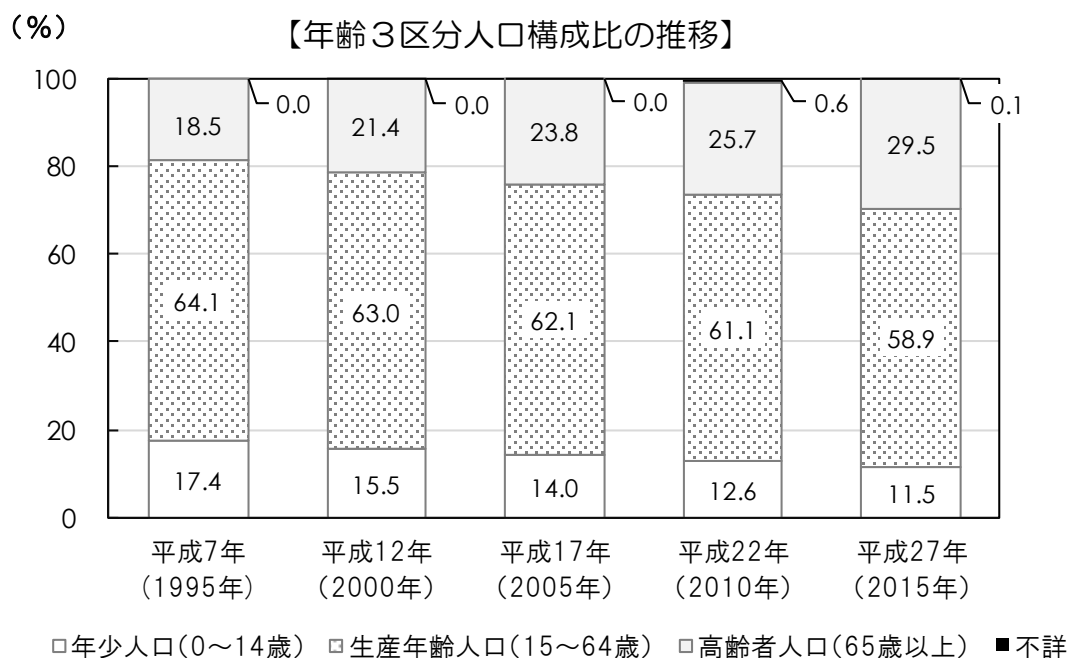
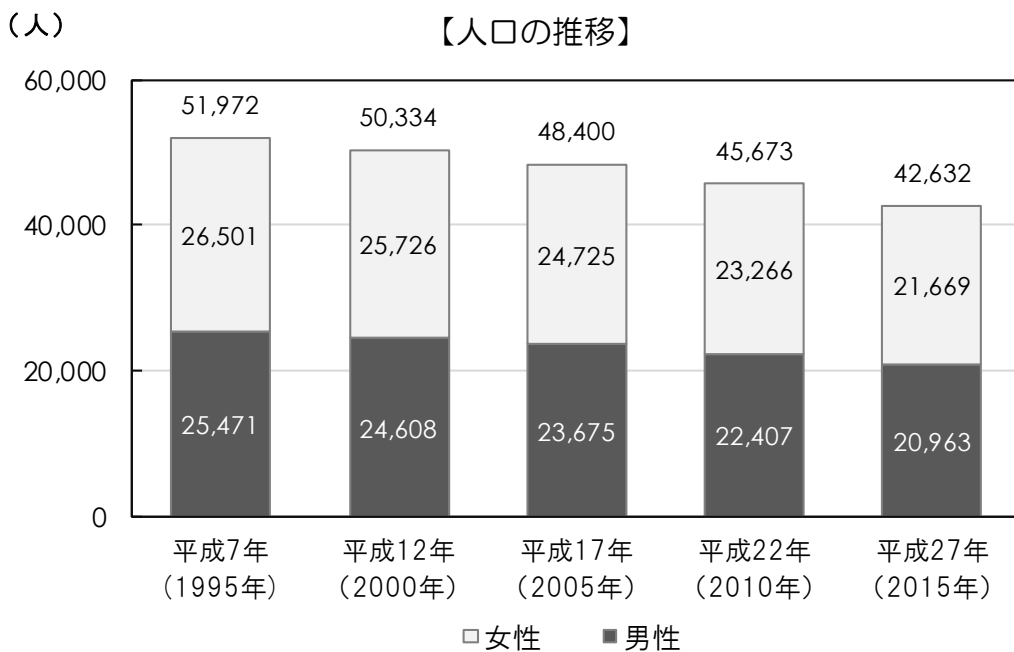
年	内 容
平成 17 (2005) 年	「市長公室企画課男女共同参画室」設置 旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村の合併により誕生した桜川市における男女共同参画行政が本格的に開始されました。
平成 19 (2007) 年	「桜川市第1次総合計画」策定 市が目指すまちづくりの中に、「男女共同参画社会の推進」が位置付けられました。 「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施
平成 20 (2008) 年	「桜川市男女共同参画推進プラン」策定
平成 29 (2017) 年	「桜川市第2次総合計画」策定 政策6「みんなで築く自治のまちづくり」の「人権尊重のまちづくり」に「男女共同参画の推進」が位置付けられました。 「男女共同参画社会に関する住民意識調査」実施

## 2 桜川市の概況

### (1) 人口の推移

本市の人口は、減少傾向が続き、平成 27（2015）年には、平成 7（1995）年の人口と比べて約 9,400 人減少し、42,632 人となっています。

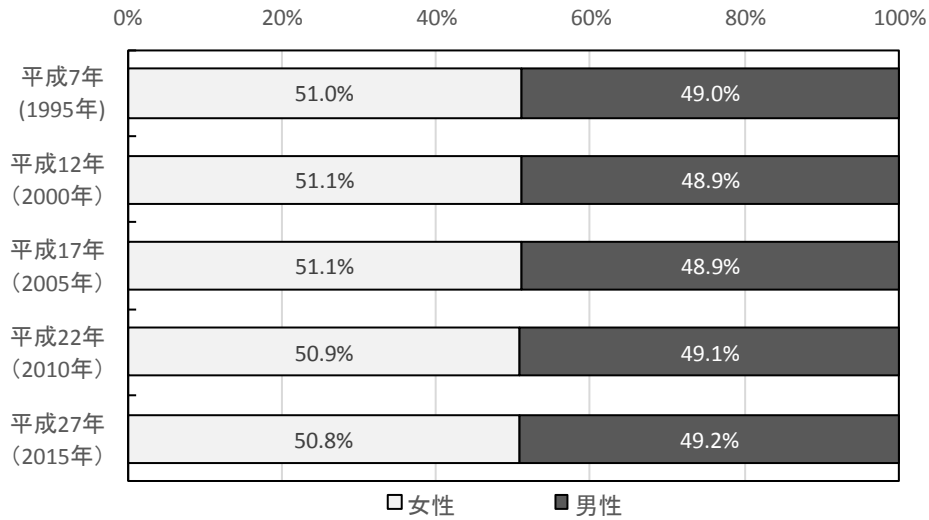
年齢 3 区分人口構成比の推移をみると、65 歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で、0～14 歳及び 15～64 歳の人口構成比は減少しており、本市においても少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査

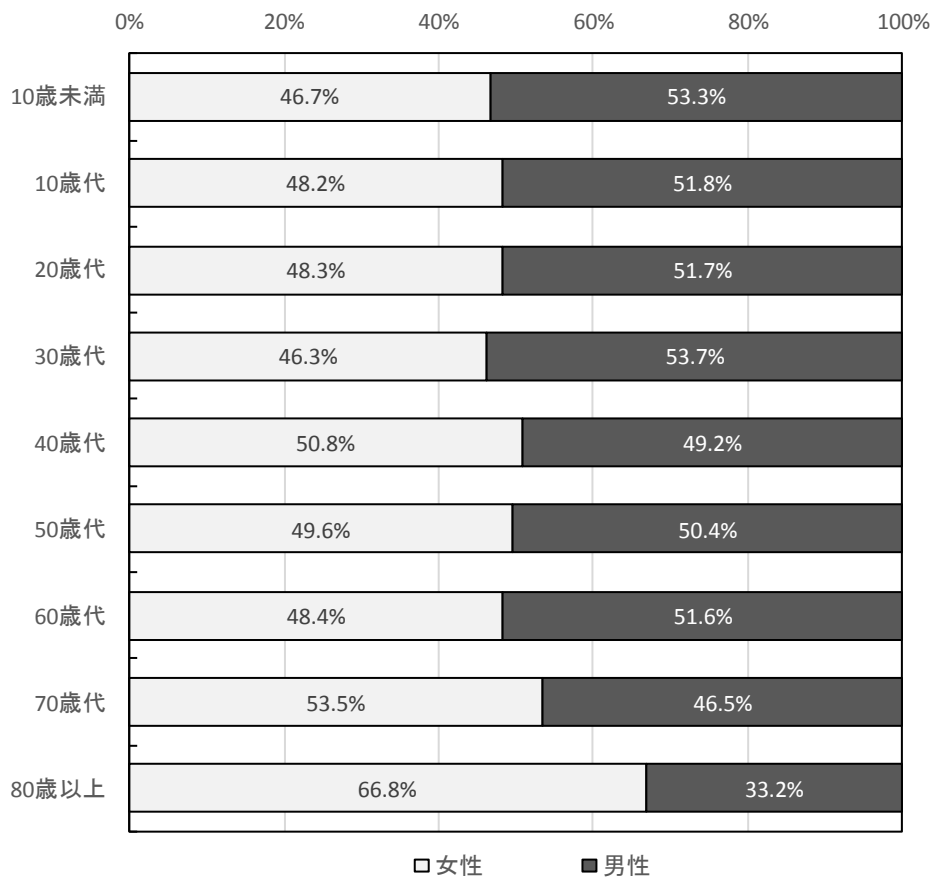
本市の男女構成比は平成7（1995）年から一貫して女性の割合が多くなっています。一方、平成30（2018）年の常住人口調査の世代別の男女構成比をみると、10歳未満から60歳代まで、40歳代を除き男性比率が50%を超えています。しかし、70歳で逆転し、80歳以上では女性の割合は男性のおよそ2倍となっています。

【男女構成比の推移】



資料：国勢調査

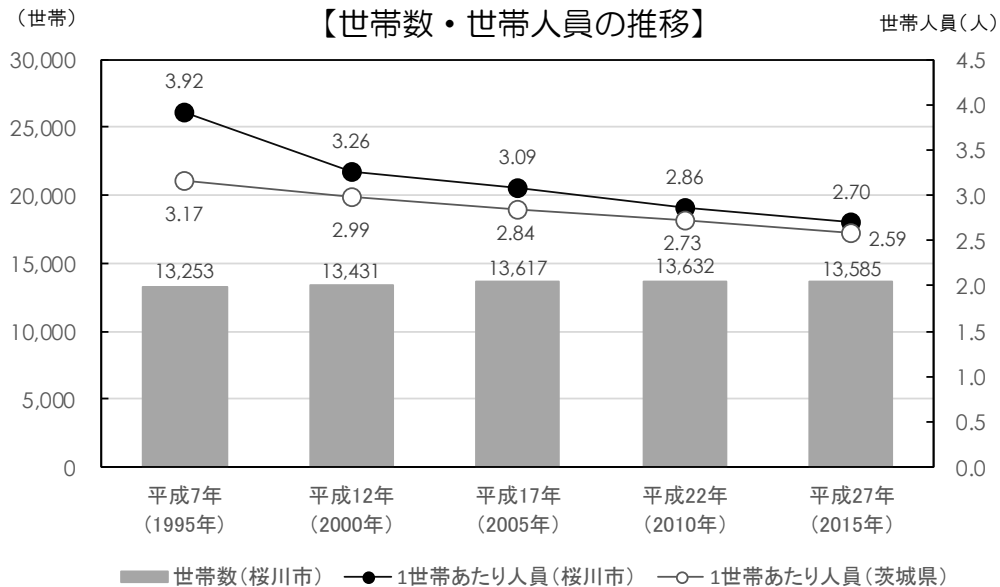
【世代別の男女構成比（平成30年）】



資料：茨城県常住人口調査

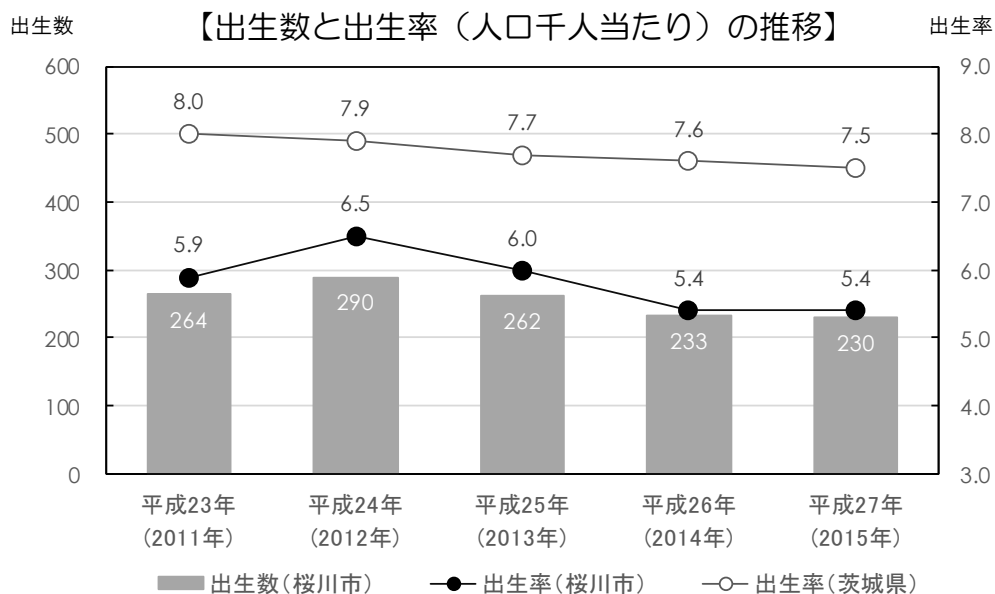
## (2) 世帯数の推移

本市における世帯数は、ほぼ横ばいとなっており、平成 27（2015）年では 13,585 世帯となっています。また、1 世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、平成 27（2015）年で 2.70 人と、世帯の小規模化（単身世帯など）が進行しています。



## (3) 出生率の推移

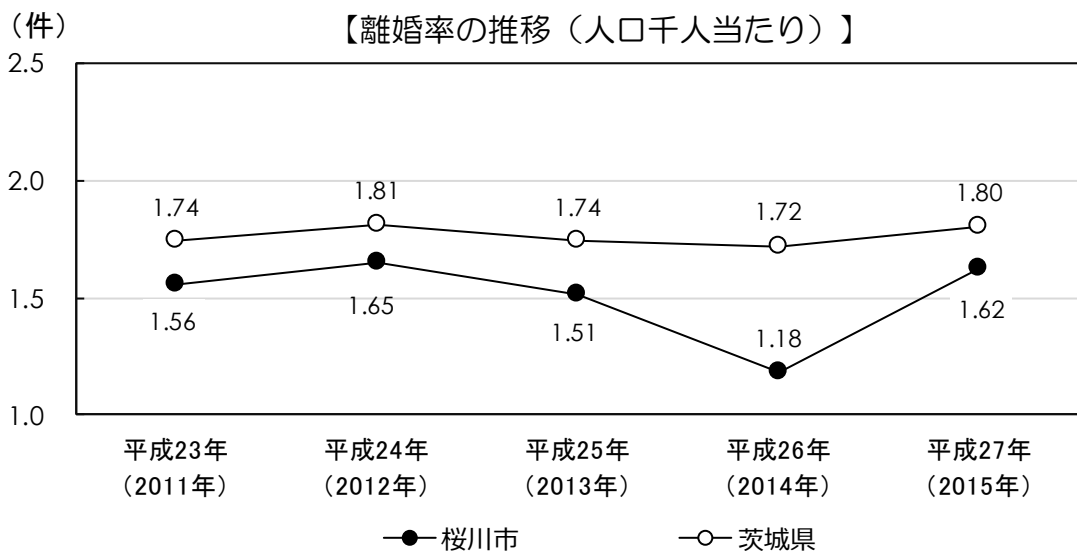
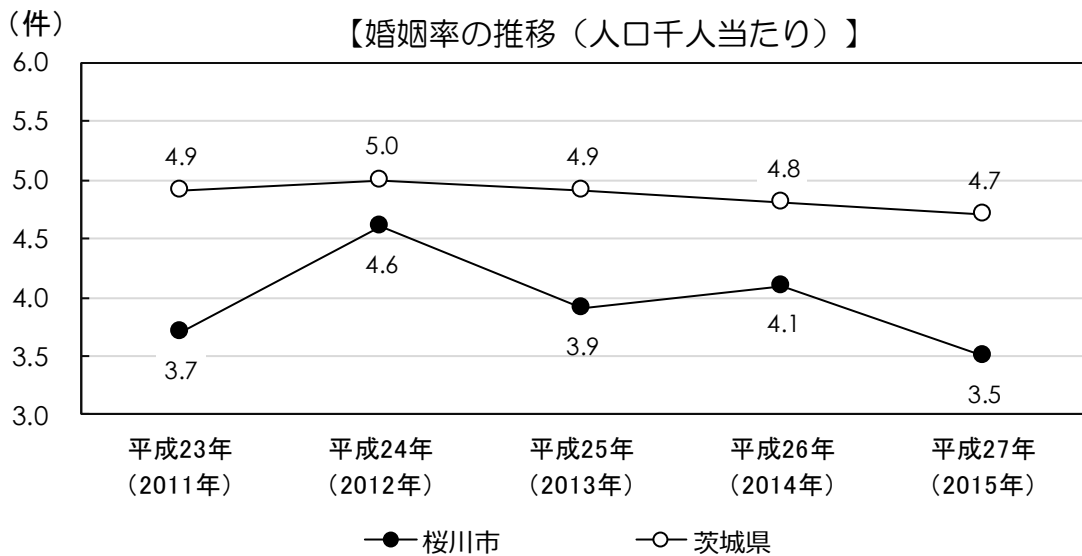
本市における年間の出生数は、平成 24（2012）年を境に減少傾向となっています。人口千人当たりの出生率は、県平均を下回っており、出生率も減少傾向となっています。



#### (4) 婚姻率・離婚率の推移

本市における人口千人当たりの婚姻率は、平成 23（2011）年以降県平均を下回って推移しています。平成 24（2012）年は 4.6 と、前年の 3.7 から上昇しましたが、その後は減少傾向にあります。

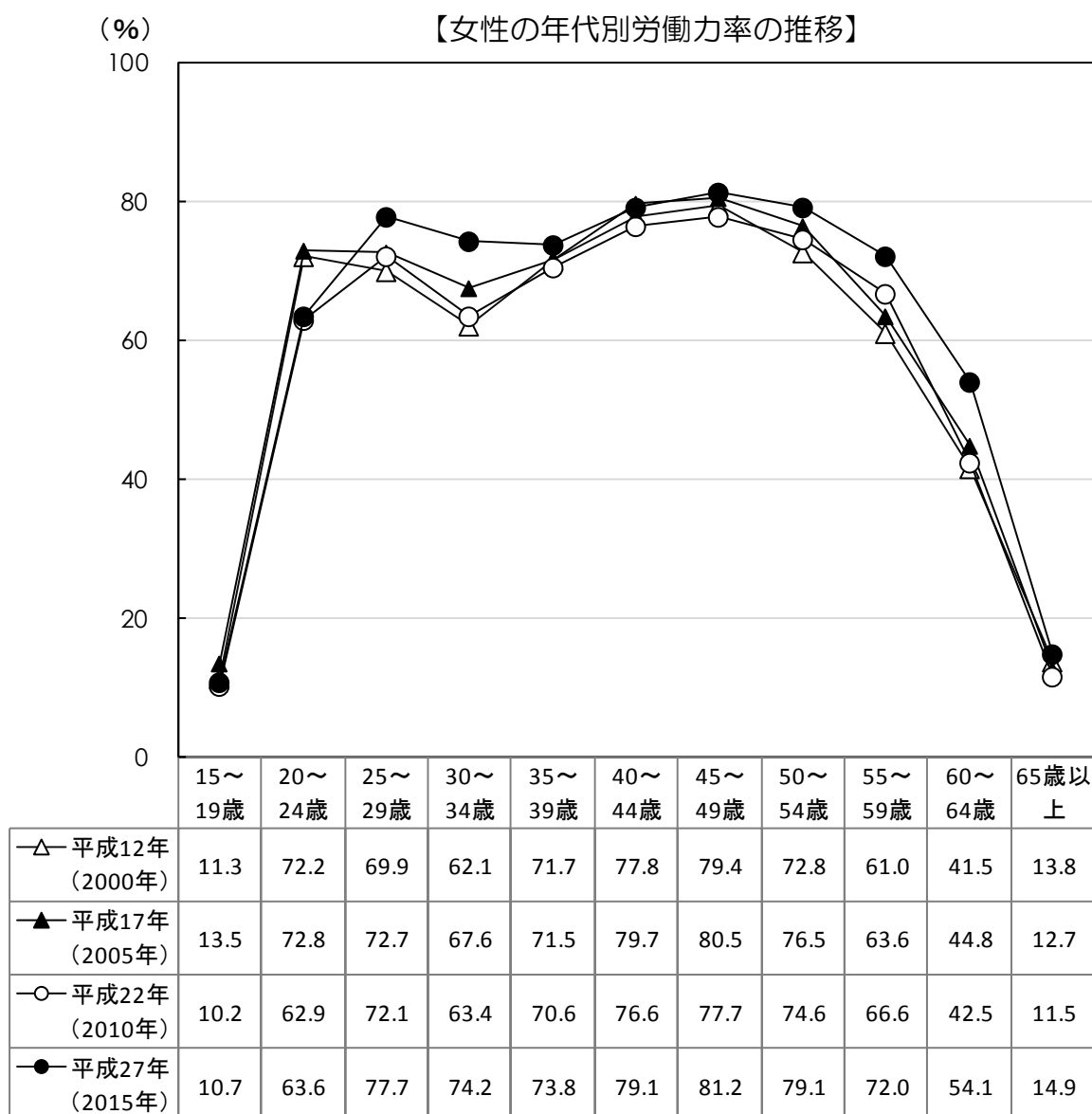
人口千人当たりの離婚率も県平均を下回って推移しています。平成 24（2012）年から平成 26（2014）年までは減少傾向でしたが、平成 27（2015）年には上昇しています。



## (5) 就業率の推移

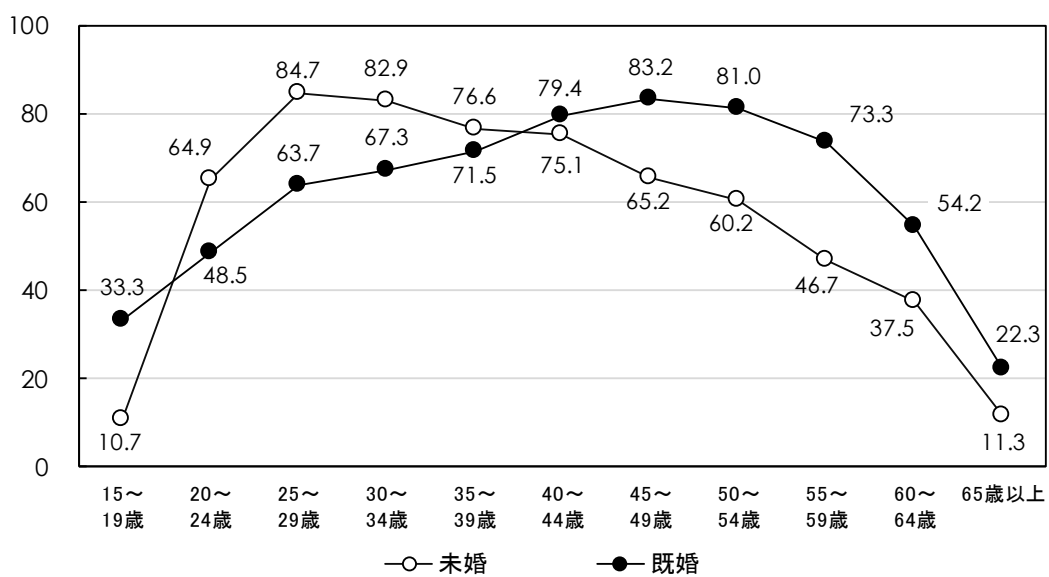
本市の女性の労働力率は、平成 27（2015）年に 25 歳から 64 歳までのすべての年代で、前回調査よりも上昇しています。特に 30～34 歳では、平成 12（2000）年と比較すると平成 27（2015）年は 12.1 ポイント上昇しており、女性の年代別就業率にみられた「M字カーブ」の凹みが浅くなっています。

しかし、婚姻形態別に見ると平成 27（2015）年においても未婚女性と既婚女性の労働力率には、特に 20 歳から 34 歳までの年代で大きな差が見られています。



資料：国勢調査

【女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移（平成 27 年）】



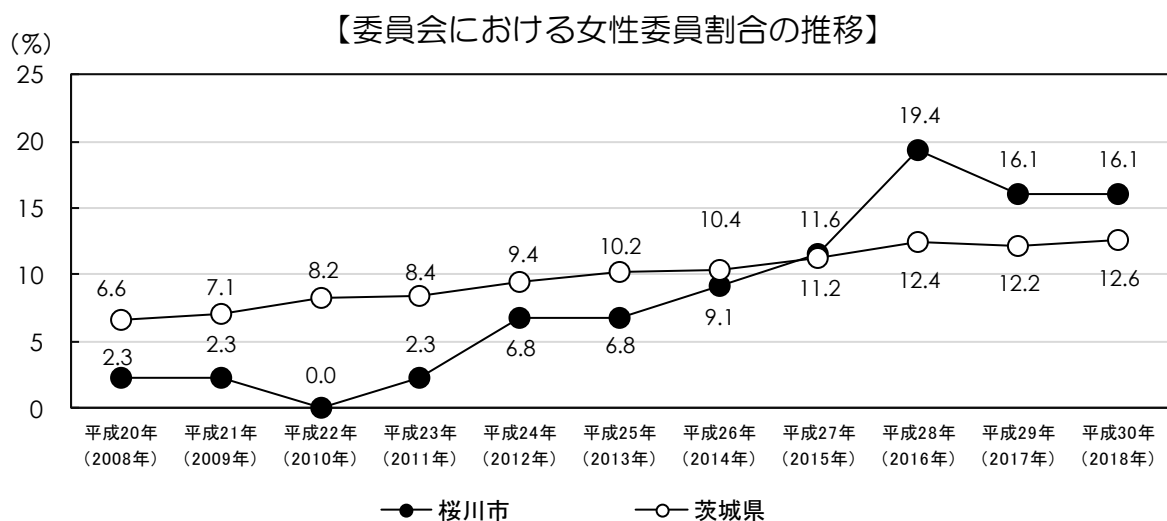
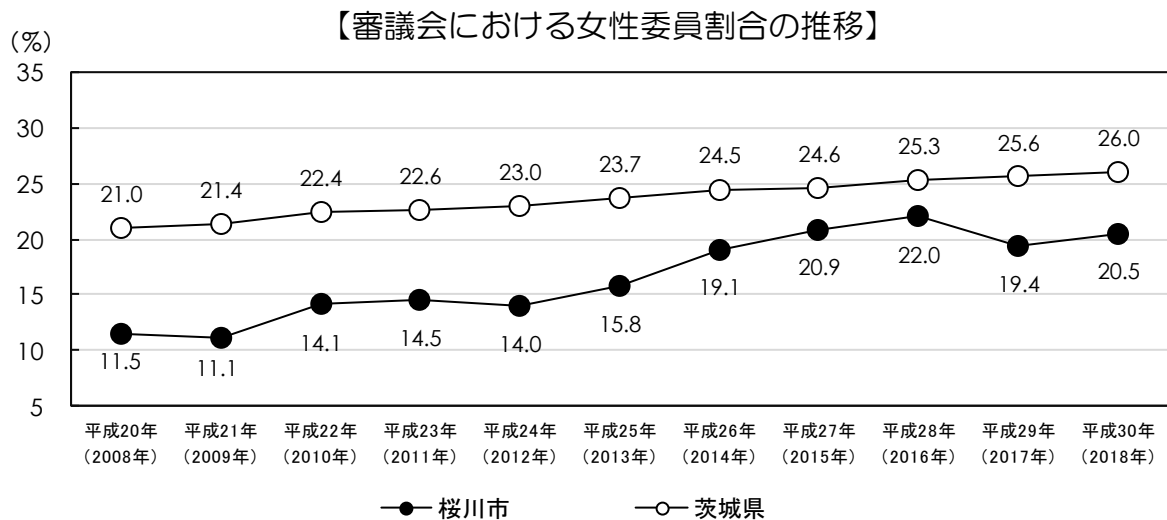
資料：国勢調査



## (6) 審議会や市の管理職に占める女性割合の推移

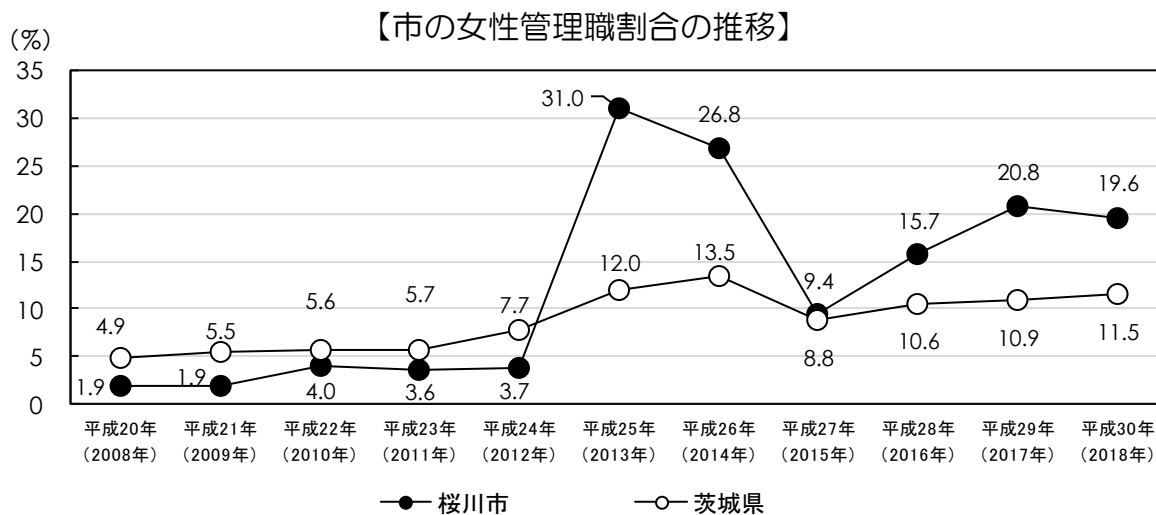
本市の審議会委員に占める女性委員の割合は、「桜川市男女共同参画推進プラン」の初年度にあたる平成 20（2008）年以降、増減はみられるものの、全体としてはゆるやかな上昇傾向にあり、平成 30（2018）年には 20.5%と平成 20（2008）年の 11.5%から 2 倍近く増加しました。しかし、県全体と比較すると、この期間の本市の女性委員の割合は、常に県全体を下回って推移しています。

一方、委員会の委員に占める女性委員の割合も、平成 20（2008）年以降上昇傾向にあります。県全体と比較すると、平成 26（2014）年までは、県よりも低くなっていましたが、平成 27（2017）年に並びその後は県を上回って推移しています。



資料：内閣府男女共同参画室

本市の管理職に占める女性の割合も、全体として上昇傾向にあります。平成 24 (2012) 年までは県を下回っていましたが、平成 25 (2013) 年に前年の 3.7%から 31.0%に急上昇し、県を上回りました。その後、平成 27 (2015) 年には 9.4%まで低下しましたが、平成 30 (2018) 年まで、県を上回る推移が続いています。



資料：内閣府男女共同参画室

### 3 住民意識調査結果の概要

本プランの策定にあたり、18歳以上の市民1,000人を対象とした住民意識調査を実施しました（回答者数321人）。結果概要については、以下のとおりです。

#### ■ 男女の平等について

社会全体で男女の地位が平等になっているかについては、「男性が優位」と「やや男性が優位」を合わせると、76.3%で多くなっています。しかし、「平等」との回答が多かったものは「学校教育」と「生涯学習」で50%近くを占めています。

家庭生活から社会全体に至るまで、男女の地位は男性優位に偏っており、その是正が必要です。特に男性優位の回答割合の多い、「慣習・しきたり」「政治・政策決定の場」「社会全体として見た場合」では、意識改革を進めるため、様々な機会を通じて啓発を図っていく取り組みが重要となっています。

#### ■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

希望としては、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも大切にしたいが35.5%と最も多くなっていますが、現実には「仕事」と「家庭生活」を優先しているが23.7%となっています。

希望より現実の方が「仕事を優先している」という割合が多くなっており、希望と現実のギャップがあることがうかがえます。

一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに対する理解と意識の高揚を図り、希望と現実の差を埋めるためには、労働環境の改善や子育てへの支援を目的とした施策の充実が求められています。

#### ■ 男女の人権について

配偶者や恋人などの親しい間柄であっても、暴力は許されないものであり、重大な人権侵害です。また、セクシュアル・ハラスメントなどでは、立場を利用したもの、性別による固定的な意識や偏見などを押し付けるものなど、男女がおかれている状況に根ざした構造的な問題が女性に存在していると考えられます。

女性の人権が尊重されていないと感じるものでは「DV」が54.2%と最も多く、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」が52.0%、「痴漢行為」が42.4%、「女性に対するストーカー行為（つきまといなど）」が41.4%となっています。

お互いの人権を尊重する意識、暴力を許さないという意識の醸成を図るとともに、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

## ■ 女性の視点にたった防災対策について

女性の視点にたった防災対策を進めていく上で、重要だと思うことについては、全体を通して「大変重要と思う」「重要だと思う」という肯定的意見が多く、その中でも、「女性の視点を反映した防災マニュアルの作成」「女性及び子育て世帯のための防災情報の提供」「女性に配慮した安全・安心な避難所（プライバシー・防犯対策など）」「妊産婦・乳幼児をもつ女性に対応した避難マニュアルの作成」が約8割と多くなっています。

## ■ 男女共同参画社会に向けて求められているものについて

市の行政施策に女性の意見をより反映させるために、必要だと思うことについては、「女性一人ひとりが行政の施策にもっと関心を持つようにする」が52.6%と最も多く、次いで「行政機関として、女性の意見や考え方についてもっと敏感になる」51.4%、「行政の中の管理職やトップに女性を増やす」「審議会などの女性委員を増やす」が同数の24.3%となっています。

## ■ 今後の男女共同参画に向けて男女が平等になるために重要だと思うことについて

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、どのようなことが重要だと思うかでは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習を改めること」が43.3%と最も多く、次いで、「男性が家事・育児に、より積極的に参加すること」が41.1%、「職場の理解と協力」が40.5%となっています。

市全体での意識づくり、女性の政治・施策決定の場への参画を推進していくことが求められます。

## ■ 今後、男女共同参画について、市が力を入れていくべきことについて

今後、男女共同参画について、桜川市で力を入れていくべきことでは、「男女がともに働きやすくなるよう保育施設や内容を充実する」が44.9%と最も多く、次いで「企業や経営者に対し、育児・介護休業制度や男女平等に関する理解をすすめる」が38.9%、「広報紙などを通して、市民への男女共同参画に関する意識啓発・PRを充実する」が30.5%となっています。

固定観念の意識が強い男性と60歳以上の年代への男女共同参画の意識啓発が、男女共同参画社会づくりに向け、特に必要となります。

## 第3章 プランの基本的考え方

---

# 第3章 プランの基本的考え方

## 1 基本理念

本計画は、市民一人ひとりが個性と能力を生かしながら、あらゆる分野に参加し、活躍できる「男女共同参画」に関する施策を、総合的に推進するものです。

急激な少子高齢化、人口減少時代の到来による、労働力人口や生産年齢人口の減少が危惧されるなか、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進むなど、地域を取り巻く環境は変化しています。その中で、あらゆる分野において男女がともに協力し合い、責任を分かち合うことのできる社会が求められています。

特に、労働力人口の減少を背景に、潜在する女性の能力を活かしていくことが、社会の活性化にとって必要不可欠なため、国においては女性の活躍を推進しているところとなっています。

加えて近年、女性の労働意欲は、増々高くなっていく傾向にあります。こうした中、仕事と生活の両立を図りながら、能力を十分に発揮できるよう、その活躍を支援する環境づくりを進めていかなければなりません。

このようなことから、本市における現状と課題を踏まえ、地域に根ざした男女共同参画社会の構築を目指し、計画の基本理念をここに定め、市民、事業者、行政が一体となってその実現に向けた取り組みを推進するものです。

**「お互いを認めて築く共同参画社会 桜川」**

～ 一人ひとりが輝くまちづくりをめざして ～

## 2 基本目標

### ① 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

---

男性も女性も、性別にかかわらず、個性や能力を十分発揮できる社会をつくるため、その環境や仕組を整えていくことが求められます。その一つとして、意識づくりが重要となってきます。性別による固定的な役割分担意識の解消など、女性が活動するための弊害になるものを無くしていくために、人権の尊重、それに伴う義務の在り方など啓発や教育を推進する必要があります。また、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。そのために女性の政策・方針決定の場への参画の拡大を推進していきます。

一方、すべての人にとってより良い環境を構築していくためには、男女の違いなどに配慮していくことも必要となってきます。

このような、あらゆる男女共同参画社会の実現に向けた環境整備をしていくための総合的な取り組みを推進します。

### ② あらゆる分野への女性活躍の推進

---

近年は、女性の社会進出の拡大、就労形態の多様化、核家族化等により、社会環境の変化が見られるなか、更なる女性活躍の推進に向けた取り組みなどが、求められています。

育児離職、介護離職をなくし、女性が生活と仕事を両立できる環境整備を進め、周囲の理解が深まることが大切です。

また、社会の多様化とともに、複雑化しているライフスタイルを踏まえ、男女それぞれが、十分に力を発揮できる社会では、仕事と社会の両立とともに、地域活動への貢献も求められています。

これまで、女性の地域活動は、補助的、ボランティア的役割に偏りがちでしたが、これからは、自治、防災、保安、環境など、多くの分野で女性の視点、感性が必要となります。女性が有効に時間を使い、能力を発揮できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を広く地域社会に広め、理解を深めることは、今後の大きな課題です。

### ③ 健康で安全・安心な暮らしの実現

---

男女がそれぞれの特性を尊重し、生涯を通して心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上で前提となるものです。

男女がいきいきと暮らす社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画できるよう、心身ともに健康である（健康寿命）ことが重要であり、男女の特性に応じた健康の保持・増進体制を推進する必要があります。

また、子どもや高齢者、障がい者などに対する虐待は、重大な人権侵害として、その発生予防に努めるとともに、被害にあった人への支援が大切です。

更に、ひとり親世帯など、生活上の困難に陥りやすい女性への支援や、近年頻度や激しさを増している地震や集中豪雨などの災害の発生時に、より困難な状況におかれやすい女性を含む生活上の弱者に配慮した復旧・復興への備えが必要とされています。

そうした変化や予想される困難に的確に対応し、すべての市民の安全・安心な暮らしを実現するための取り組みを推進します。



### 3 施策の体系

基  
理  
本  
念

## 「お互いを認めて築く共同参画社会 桜川」

～ 一人ひとりが輝くまちづくりをめざして ～

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

主要課題	施策の方向
1 男女共同参画の理解の促進	1 男女共同参画に関する意識啓発
	2 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	3 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し
	4 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究
	5 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶  DV防止法に基づく 市町村基本計画	1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進
	2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	3 相談体制の整備
3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	1 女性の政治や行政への参画意識の向上促進
	2 審議会・委員会への女性の登用
	3 職場・地域社会・団体における女性の参画促進

## 基本目標2 あらゆる分野への女性活躍の推進

主要課題	施策の方向
1 男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍の推進	1 男性型の働き方等の改革
	2 男性の男女共同参画に関する理解の促進
	3 性別による固定的役割分担意識の解消
2 雇用の場における男女平等の確保	1 雇用の場における男女の機会均等の徹底
	2 主体的に経営参画する女性の育成
	3 能力向上・発揮促進のための支援
3 職場生活と家庭生活の両立支援	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の整備
	2 子育て支援策の充実
	3 夫婦が共に責任を担う家庭生活の実現
4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	1 男女が共に参画する地域活動の促進
5 多様な働き方への支援	1 多様な働き方を可能にする就業条件の整備
	2 起業・再就職に対する支援
	3 農業・商工業などの自営業における働きやすい環境の整備

基本目標3 健康で安全・安心な暮らしの実現

主要課題	施策の方向
1 生涯を通じた女性の健康支援	1 心身の健康保持・増進への支援
2 子どもが健やかに育つ環境整備	2 母子保健サービスの充実
	1 子どもが健やかに育つ生活環境の整備
	2 児童虐待防止の推進
	3 子どもに関する相談支援体制の整備
3 貧困、高齢者、障がい者に対する自立支援	1 生活上で困難に直面する女性への支援
	2 障がいのある人に対する支援
	3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	4 ひとり暮らしの高齢者・ひとり親の家庭等に対する支援
4 男女共同参画の視点にたった災害・復興体制の確立	1 防災分野における男女共同参画の推進
	2 復興における男女共同参画の推進

## 第4章 プランの内容

---

# 第4章 プランの内容

## 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

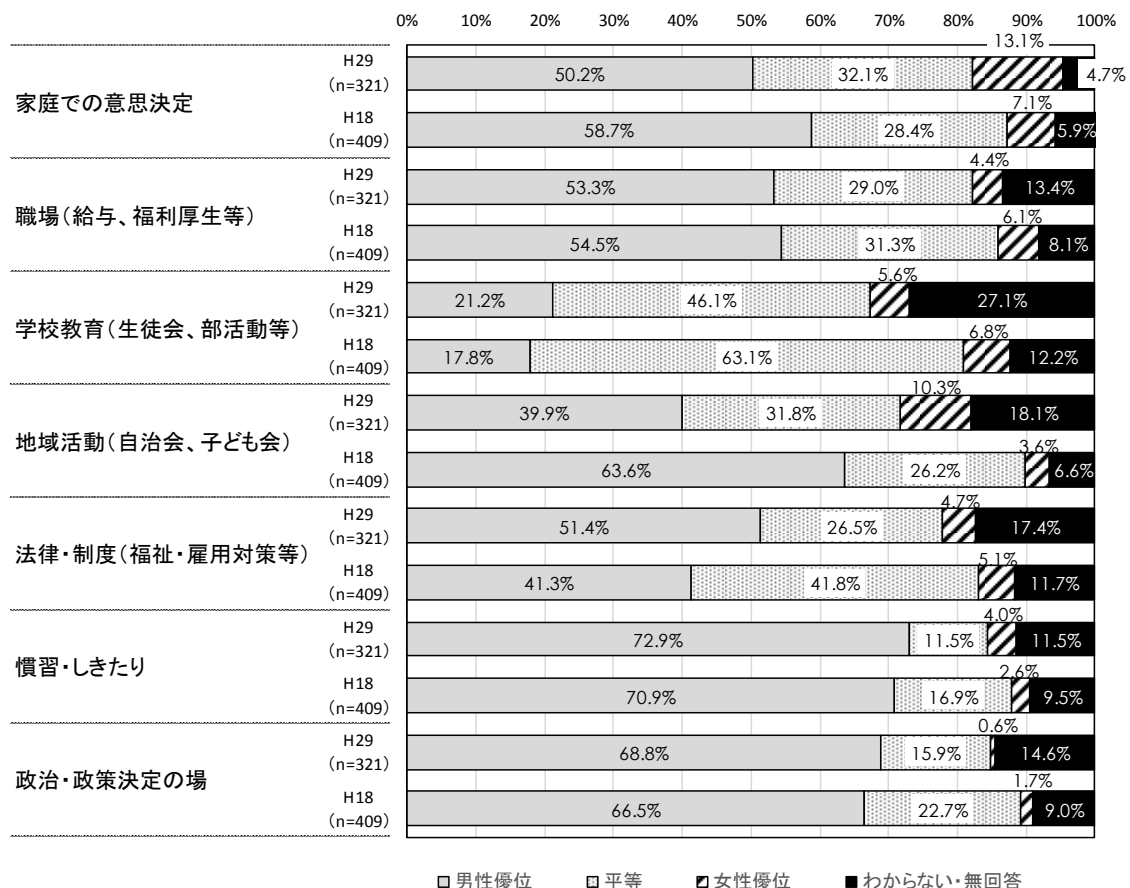
### 現状と課題

男女がお互いに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会の実現につながっていきます。

住民意識調査では、「家庭での意思決定」から「職場」「学校教育」「地域活動」「社会全体として見た場合」など、調査の全ての場面で「男性優位」の割合は「女性優位」の割合を越えていました。

平成18年に実施された前回の意識調査結果と比較してみると「家庭での意思決定」（前回調査では「家庭生活」）は、「男性優位」が前回よりも8.5ポイント減少し「女性優位」が6.0ポイント増加、「地域活動（自治会、子ども会）」（前回調査では、「町内会、自治会などの住民組織の中で」）は「男性優位」が前回よりも23.7ポイント減少し「女性優位」が6.7ポイント増加といったように、優位さにおける男女間の偏りが緩和される傾向となっている分野がある一方で、「法律・制度」「慣習・しきたり」「政治・政策決定の場」などでは偏りは逆に大きくなっています。

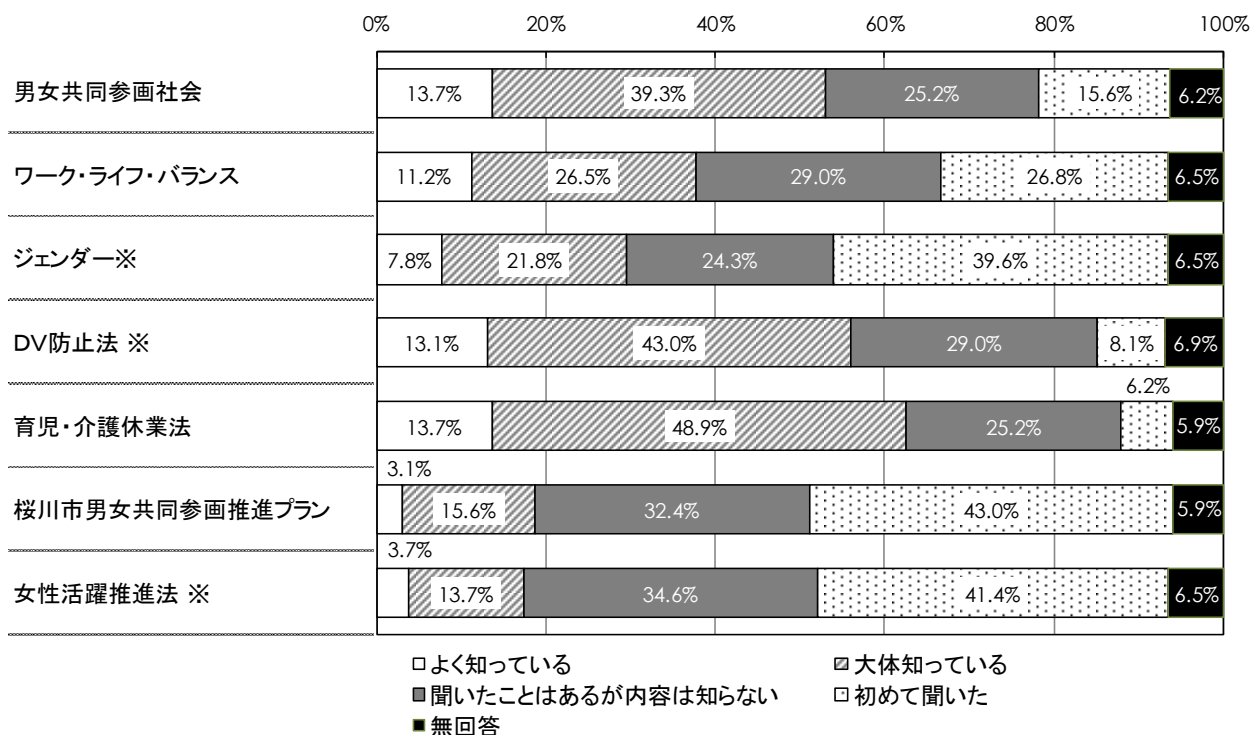
【各分野における男女の地位（前回調査結果との比較）】



また、性別による固定的な役割分担についての意識に関する住民意識調査の設問では、男女の役割を固定的に捉える「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方について、全体の28.3%、男性の39.5%、女性の19.8%の人は、「同感する」「どちらかといえば同感する」と回答しています。更に年代別でみると、同感する人の割合は、40歳～59歳では22.3%であるのに対し、18歳～39歳では27.0%と、若い世代のほうがより肯定的に考える人が多い結果となっています。

更に、男女共同参画に関係する制度や言葉のうち「男女共同参画社会」「DV 防止法」「育児・介護休業法」については、5割を超える人が「よく知っている」「大体知っている」と回答しています。しかし、「ワーク・ライフ・バランス」は37.7%、「桜川市男女共同参画推進プラン」は18.7%、「女性活躍推進法」は17.4%に留まっています。

【男女共同参画に関する言葉の周知度】 (n=321)



※ジェンダー

社会的、文化的に作られた男女の性区別のことで、職場や家庭における男女の固定的な役割分担やそれに伴う性別。

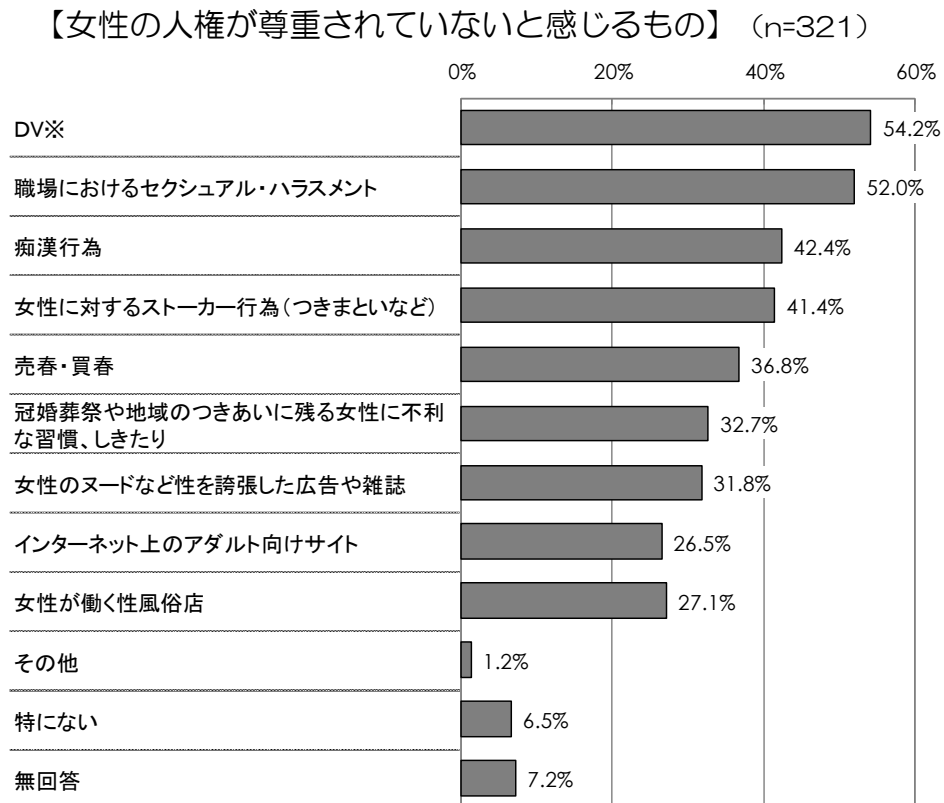
※DV 防止法

夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナー間の暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律。

※女性活躍推進法

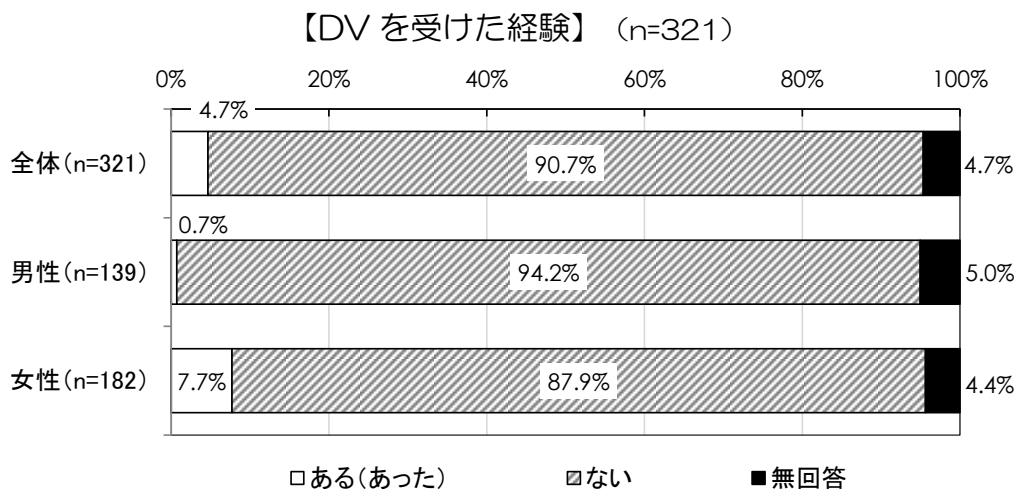
働く場面で活躍したい希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな活力ある社会を実現するために作られた法律。

一方、女性の人権が尊重されていないと感じるものについて、「DV」や「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」をあげた人が 5 割を超え、「DV を受けた経験がある（あった）」と回答した女性が 7.7%に上るなど、DV やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組は、依然として重要であることが明らかです。



※DV(ドメスティック・バイオレンス)

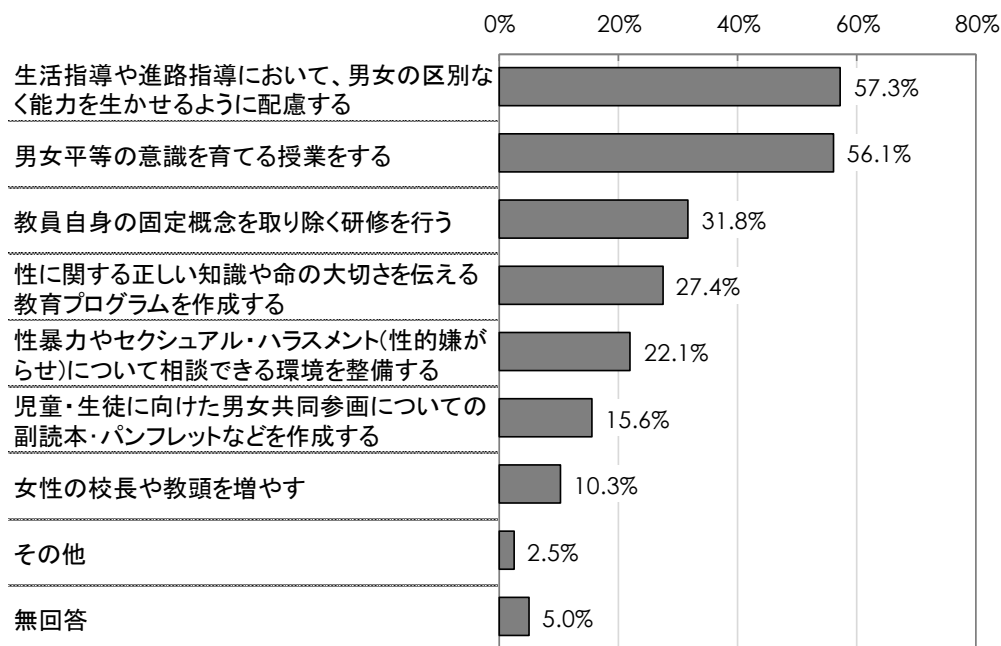
一般的には「性別問わず配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を意味します。暴力には、身体的なものだけでなく、暴言等による精神的なものや経済的又は性的なものも含まれます。



こうした状況を考慮すると、男女共同参画に関する理解を促すための取り組み、若い世代に向けた教育、DV やセクシュアル・ハラスメント防止のための周知・啓発の推進と被害を受けた人への支援、更には女性の意見を政策により反映させるためのしくみづくりが重要であると言えます。

また、学校教育（小・中学校）の中で、男女平等を進めるための取り組みとして、特に何に力を入れるべきかという設問については、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」が 57.3%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が 56.1%と共に 6 割近くで最も多く、このことから、人権を尊重する意識や個性と能力を十分に発揮できる力をつけるために、学校生活全般や授業を通じて男女平等の意識を培い、未来を担う子供たちに浸透させていくことが望ましいと言えます。

【学校教育（小・中学校）の中で、男女共同参画を進める取組として  
特に力を入れるべきと思うこと（3つまで選択）】（n=321）





## 主要課題 1 男女共同参画の理解の促進

### 施策の方向1 男女共同参画に関する意識啓発

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	男女共同参画に関する情報の提供	国・県・自治体及び男女共同参画に関する推進団体等の発行する男女共同参画の情報紙等を提供して啓発活動を推進する。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G
2	男女共同参画推進員との連携による啓発活動	茨城県が委嘱している男女共同参画推進員との連携を図り、広報・啓発活動を行う。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G
3	男女共同参画に関する講演会・セミナーの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために、講演会・セミナーを開催し、男女共同参画の理解促進を図る。	継続 (充実)	生活環境課 市民活動・ 交通安全G
4	男女共同参画に関する法令、計画等の周知	男女共同参画社会基本法をはじめ、関係法令等の周知や、桜川市男女共同参画推進プランの周知を図る。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G

### 施策の方向2 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	教育活動における人権教育の実施と実践的活動	各教科や特別活動、その他の教育活動全体を通して、男女平等などの人権を尊重する意識や態度を育てる。また、教育活動の中で男女の特性を踏まえた教育の実践にも努める。	継続	学校教育課 総務G 教育指導課 教育指導 G
2	教職員への男女共同参画に関する研修等の開催	学校における男女共同参画に関する理解促進のために、教職員の研修の充実を図る。	継続	教育指導課 教育指導G
3	家庭科教育の充実	生活の自立と衣食住および家族と家庭生活に関する学習の充実を図る。	継続	教育指導課 教育指導G
4	講座・教室における男女共同参画の推進	生涯学習の分野で開催される各種講座・教室などにおいて男女共同参画を推進するための啓発を行う。	継続	生涯学習課 公民館 G

### 施策の方向3 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	地域・職場等における男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直しの意識啓発	性別による固定的な役割分担意識の解消や慣行・しきたり等の見直しのための啓発活動を推進する。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G

### 施策の方向4 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	男女共同参画推進に関する条例制定及び都市宣言の研究	男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市や市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に実施することを定めた条例の制定を研究します。 また、市と市民が一体となり男女共同参画を推進する意識づくりのために、男女共同参画推進都市宣言を検討します。	新規	生活環境課 市民活動・ 交通安全G

### 施策の方向5 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	人権尊重の啓発	人権尊重についての広報用ポスターを掲示、周知用パンフレット・チラシなどを配布する。また、市イベント会場で、人権啓発キャンペーンなどを実施し、啓発物の配布などを行う。	継続	市民課 人権啓発推進室
		子ども・障がい者・高齢者を含めた幅広い世代の人権問題を取り入れた講演会やセミナーを開催する。	継続	生涯学習課 生涯学習 G

## 主要課題2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

### 施策の方向1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	人権侵害であるドメスティック・バイオレンス防止に取り組むための広報・啓発活動を行う。	継続 (充実)	児童福祉課 子育て支援 G 生活環境課 市民活動・ 交通安全G

### 施策の方向2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を行う。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G

### 施策の方向3 相談体制の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	家庭相談事業	家庭における人間関係（ドメスティック・バイオレンスを含む）及び児童の養育等の相談・指導を実施する。	継続	児童福祉課 子育て支援 G
2	人権相談の実施	<p>（特設相談所の開設） 人権擁護委員の日、人権週間を中心に開設し相談にあたる。</p> <p>（定期相談所の開設） 定期的に相談所を開設し、相談にあたる。 相談所は、岩瀬、大和、真壁地区に開設し、身近に相談できる体制をつくる。</p> <p>（人権擁護委員の活動支援） 人権擁護委員の職務が適正かつ円滑に処理することができるようにするため、研修会・協議会など学習の場を提供する。また、活動を積極的に支援・協力する。</p>	継続	市民課 人権啓発推進室

## 主要課題3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

### 施策の方向1 女性の政治や行政への参画意識の向上促進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	市政への参画意識の啓発	女性が市政への関心を深め、政策・方針決定の場への参画意識を高める。	継続	生活環境課 市民活動・交通安全G
2	地域福祉の推進	地域で活動している団体等の情報を提供し、ボランティア活動等への意識を高め、参画を推進する。  少子高齢化が進展する状況下、地域福祉の拠点となる社会福祉協議会が主体的に、訪問介護員養成研修を開催し有資格者を養成する。また、小中学生を対象に体験事業をとり入れたボランティア教室を開催する等により、若い世代のボランティア活動に対する意識を高める。	継続	社会福祉課 社会福祉G

### 施策の方向2 審議会・委員会への女性の登用

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	審議会・委員会への女性委員の登用促進	市の政策・方針決定の場への参画を拡大するため、審議会・委員会などの女性委員構成割合30%以上を目標とし、女性の登用を促進する。	継続	生活環境課 市民活動・交通安全G

### 施策の方向3 職場・地域社会・団体における女性の参画促進

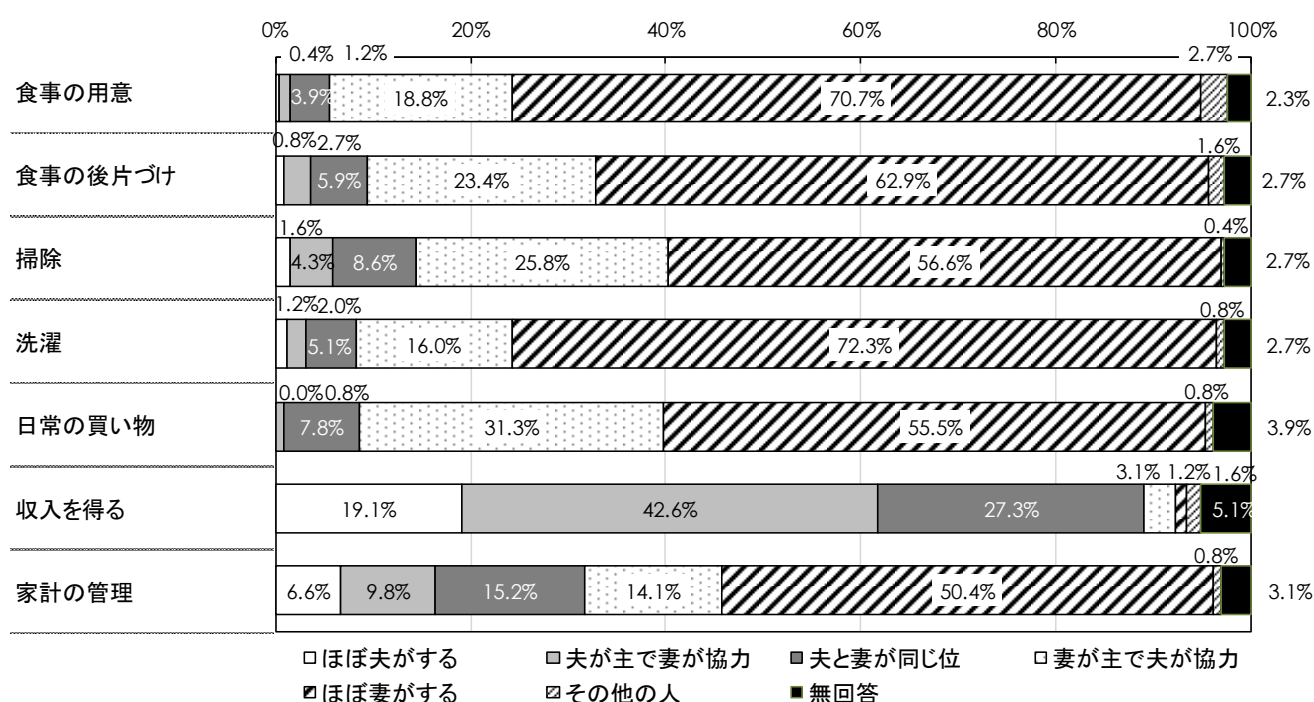
NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	地域活動などの方針決定の場への参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動などの地域活動の組織・団体等の方針決定の場へ女性の参画を促進する。	継続	生活環境課 市民活動・交通安全G

## 基本目標 2 あらゆる分野への女性活躍の推進

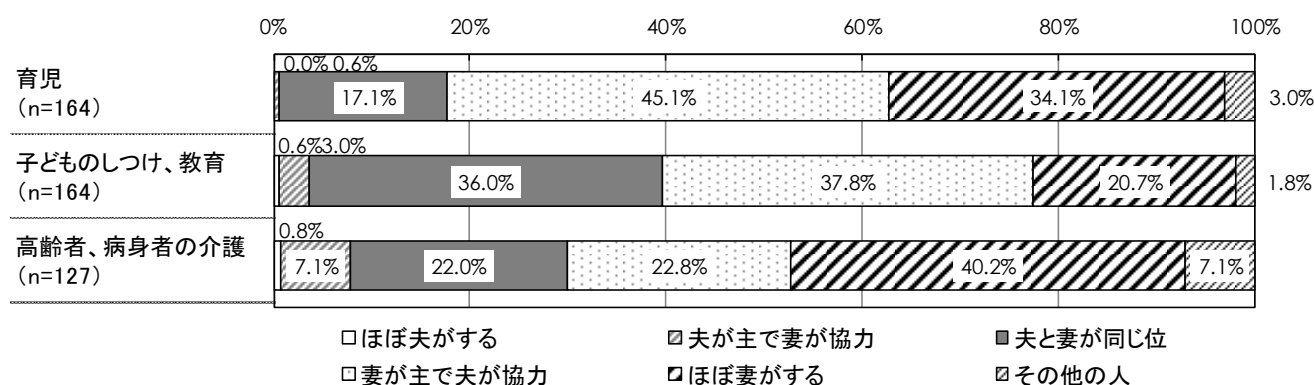
### 現状と課題

家庭での夫婦の役割分担に関する住民意識調査において、食事の用意や洗濯、食事の後片づけ、掃除、洗濯など日常の家事を「ほぼ妻がする」との回答は 5 割から 7 割超に達しています。また、育児を「ほぼ夫がする」「夫が主で妻が協力」との回答は 0.6%で、「ほぼ妻がする」「妻が主で夫が協力」との回答は 79.2%、高齢者、病身者の介護についても 7.9%に対し 63.0%と、妻が担当する割合が非常に大きくなっています。

【家庭での夫婦の役割分担（1）】 (n=256)

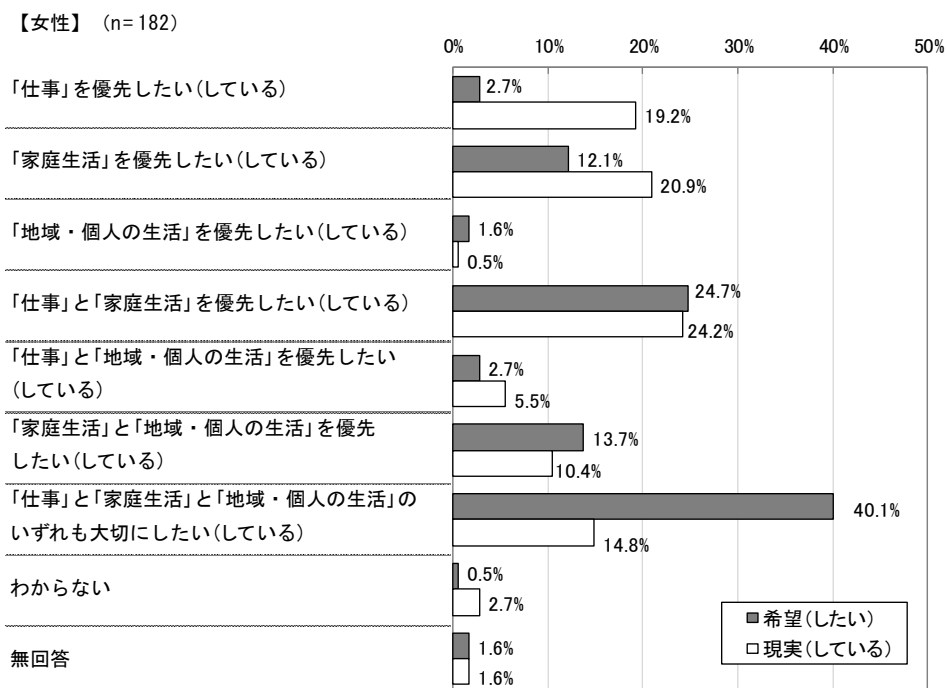
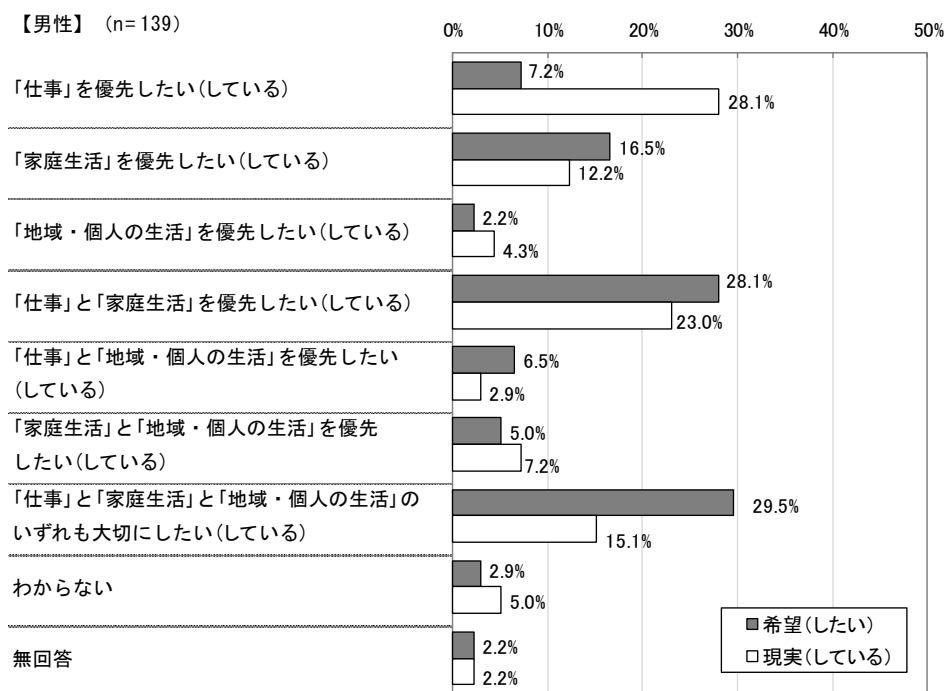


【家庭での夫婦の役割分担（2）】 ※無回答を除いて集計



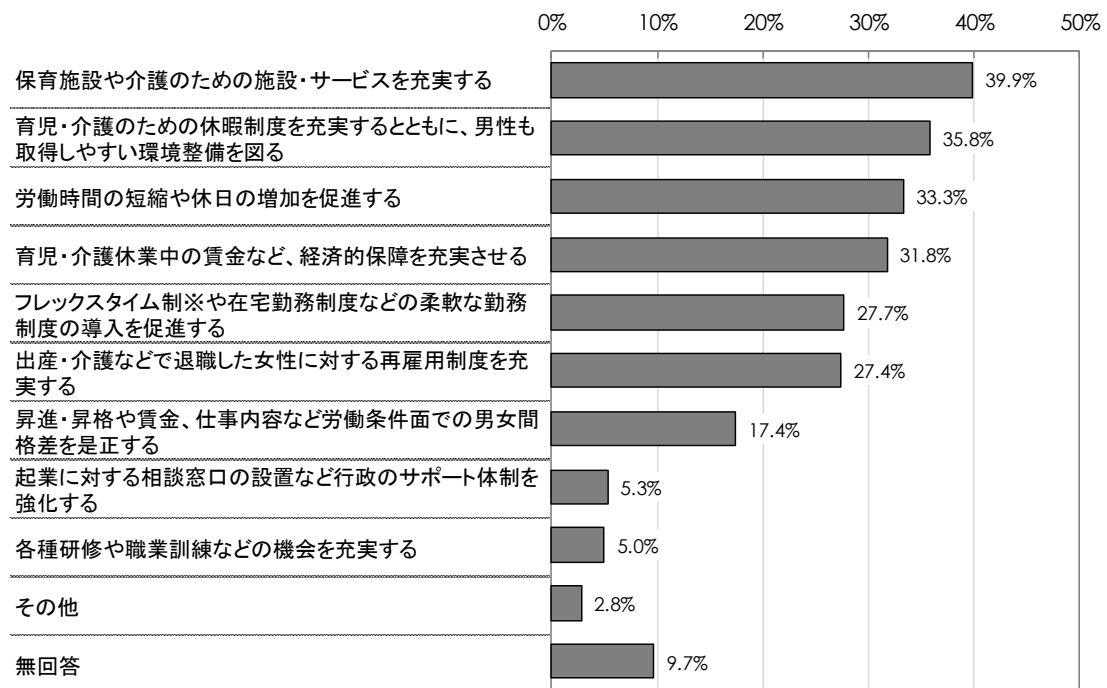
一方、ワーク・ライフ・バランスについてみると、希望としては、男女とも「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも大切にしたいが最も大きくなっているが、実際は、男性が「仕事」、女性が「仕事」「家庭生活」を優先しているという結果になっています。このことから、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに対する理解と意識の高揚を図り、職場、家庭、地域、社会全体でワーク・ライフ・バランスを可能にするよう取り組んでいくことが求められます。

### 【ワーク・ライフ・バランスについて（男女別）】



また、誰もが働きやすい社会にするために必要と思うことでは、「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」の 39.9%に続き、「育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る」との回答が 35.8%で、男性の育児や介護への参画を求める声が多くなっています。

【誰もが働きやすい社会にするために必要と思うこと（3つまで選択）】（n=321）



あらゆる分野で女性が無理なく活躍できるよう、男女がワーク・ライフ・バランスを保ち、女性に偏りがちな家庭での仕事のへの男性の参画を進める必要があります。そのため、いわゆる「男性」を中心とした働き方や企業風土の見直しにつなげる取り組みが求められています。

## 主要課題1 男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍の推進

### 施策の方向1 男性型の働き方等の改革

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	働き方の見直しへ向けた情報提供と理解促進	茨城労働局や県と連携し、市内の事業所に対し、働き方の見直しに関する国の取り組みや支援策等の情報提供を行い、働き方の見直しの必要性について理解の深化を促す。	継続	商工観光課 商工観光G

### 施策の方向2 男性の男女共同参画に関する理解の促進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	職場におけるハラスメント防止	市内の事業所に対し、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止のための啓発を行う。	継続	商工観光課 商工観光G

### 施策の方向3 性別による固定的役割分担意識の解消

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	地域・職場等における男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直しの意識啓発【再掲】	性別による固定的な役割分担意識の解消や慣行・しきたり等の見直しのための啓発活動を推進する。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G



## 主要課題2 雇用の場における男女平等の確保

### 施策の方向1 雇用の場における男女の機会均等の徹底

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	男女の職場環境の整備に関する啓発・広報	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に関することや、男女の雇用機会に関すること、育児・介護休業法に関することなど、性差によって生じる職場環境の不均衡を無くすための職場環境についての啓発・広報を行う。	継続	商工観光課 商工観光G
2	雇用に関する関係法令の周知	茨城労働局やハローワークと連携し、事業所に対して労働関係法令の趣旨・内容の周知に努め、男女格差の是正に努める。	継続	商工観光課 商工観光G

### 施策の方向2 主体的に経営参画する女性の育成

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	女性の人材育成セミナーの開催	管理職への積極的登用に向けて、就業意識の向上やキャリアアップを目的としたセミナーを開催する。	継続	生活環境課 市民活動・交通安全G
2	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の普及啓発	女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションの導入の啓発や情報提供を行う。	継続	生活環境課 市民活動・交通安全G

### 施策の方向3 能力向上・発揮促進のための支援

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	再就職支援情報等の提供	いばらき就労支援センターや茨城労働局などの関係機関と連携し、キャリアカウンセリングや職業訓練・職業紹介等の情報を提供する。	継続	商工観光課 商工観光G
2	高等職業訓練促進給付金等支給事業	20歳に満たない子を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで2年以上修学する場合に給付金を支給する。	継続	児童福祉課 子育て支援G

## 主要課題3 職場生活と家庭生活の両立支援

### 施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	家庭責任の分担に関する啓発の推進	男女が仕事をしながら家事や育児などを分担する重要性を認識するための広報・啓発を推進する。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G
2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・情報発信	茨城労働局や県と連携し、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供する。また、市内事業所における先進的取組み等に関して、市報等による情報発信を行う。	新規	商工観光課 商工観光G 生活環境課 市民活動・ 交通安全G

### 施策の方向2 子育て支援策の充実

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化による通常開所時間外保育の要望に応え、延長保育の充実を図る。	継続	児童福祉課 保育G 公立認定こども園
2	一時保育の充実	保護者の労働、職業訓練、就学、疾病、入院、冠婚葬祭などの理由により、一時的に保育が必要な児童を保育所で預かる。	継続	児童福祉課 保育G 公立認定こども園
3	学童クラブの充実	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に対し、授業終了後に、学校の余裕教室などに指導員を配置して、遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図り、保護者の子育てとの両立を支援する。	継続	児童福祉課 子育て支援G
4	子育て環境の充実	子育て世代が、出会いの場として気軽に利用しやすい、安全安心な公園や施設の環境整備の充実を図る。	新規	都市整備課 整備・管理G

### 施策の方向3 夫婦が共に責任を担う家庭生活の実現

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	男女共同参画に関する講演会・フォーラムの実施による役割分担意識の解消	市民の男女共同参画に対する意識を高めるために講演会などを開催し、性別による役割分担意識の解消に向けた啓発を行う。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G
2	家庭責任の分担に関する意識啓発	夫婦が共に家事や育児・介護に参画することの重要性と、夫婦の協力による家庭生活の実現に向けた広報活動を推進する。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G
3	「家庭の日」の普及啓発	家庭の日の普及啓発を図り、家族や家庭の役割分担・子育て等について考える機会を提供する。	継続	生涯学習課 生涯学習G

### 主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

#### 施策の方向1 男女が共に参画する地域活動の促進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	地域活動における男女共同参画の推進	地域活動における様々な交流機会に女性の参加を促進する。	継続	生活環境課 市民活動・ 交通安全G

## 主要課題5 多様な働き方への支援

### 施策の方向1 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	雇用環境の整備に関する普及・啓発の推進	性別による雇用条件等による格差解消や、新規求職者及び育児・介護等による中途退職者の雇用を普及・啓発する。	継続	商工観光課 商工観光 G

### 施策の方向2 起業・再就職に対する支援

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	起業家及び経営者の支援に関する情報及び制度の周知・利用の促進	企業経営者に対する支援制度に関する情報・制度の周知等を行うことにより、男性だけでなく、女性も起業や経営参画できる環境の整備につなげる。	継続	商工観光課 商工観光 G

### 施策の方向3 農業・商工業などの自営業における働きやすい環境の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	家族経営協定の推進	農業分野における男女共同参画社会を目指し、家族経営協定を推進します。	継続	農林課 農政 G

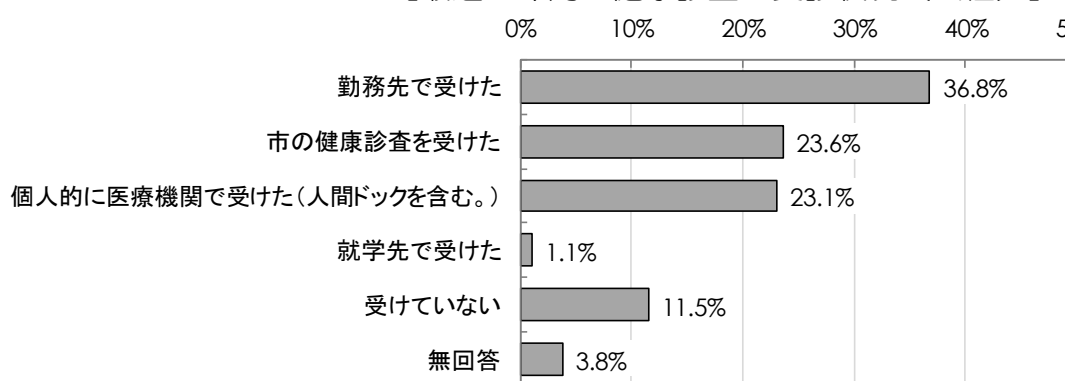
## 基本目標 3 健康で安全・安心な暮らしの実現

### 現状と課題

男女が心身ともに健康に過ごしていくためには、性別やライフステージに応じた健康管理を進めることが重要です。

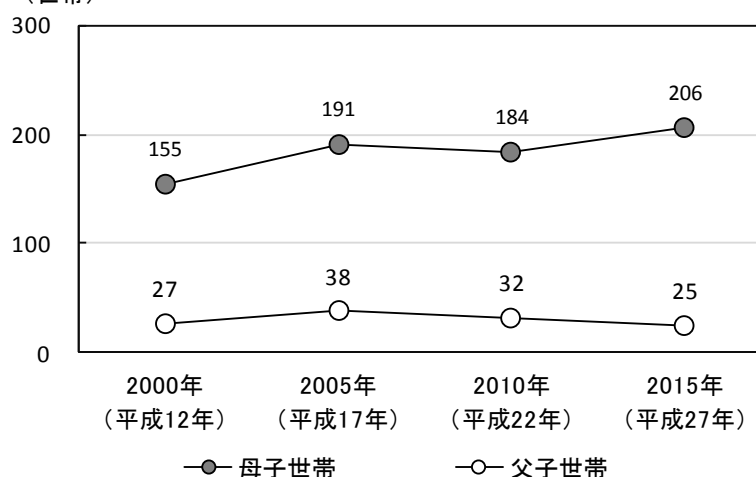
住民意識調査において、最近1年間の健康診査の受診状況は、男女とも「勤務先で受けた」という割合が最も多く、市の健康診査などを含めると何らかの健診を受けている割合が多くなっています。しかし、受けていないと回答した女性は11.5%（182名中21名）おり、そのうちの6人は「仕事が忙しかったから」、3人は「育児で忙しかったから」と回答しています。このことから、ワーク・ライフ・バランスが健診の受診率にも影響していることが明らかです。

【最近1年間の健康診査の受診状況（女性）】（n=182）



また、本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数と父子世帯数の2000（平成12）年からの推移をみると、父子世帯については30世帯前後で大きな変化はありませんが、母子世帯はゆるやかな増加傾向となっています。ひとり親世帯、特に母子世帯の貧困率は高いことが一般に知られており、「貧困の連鎖」を断つためにも、そうした世帯の生活の安定や自立につながる施策が求められています。

(世帯) 【18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数】



資料：国勢調査

大きな自然災害が近年目立って増えていますが、自然が引き起こす現象を避けることは困難です。しかし、平時から災害の発生を想定し備えに万全を期すことで、被害を軽減させることは可能です。そのためには、女性、子ども、高齢者、障がい者など、災害時に弱者となりがちな人の視点を踏まえ対策を立てる必要があります。

住民意識調査から、女性の視点にたった防災対策を進めていく上で重要と思うこととして、「妊産婦・乳幼児をもつ女性に対応した避難マニュアルの作成」や「女性に配慮した安全・安心な避難所」「女性及び子育て世帯のための防災情報の提供」「女性の視点を反映した防災マニュアルの作成」などが、8割前後の高い割合となっています。

更に、災害が発生したあとの、避難所における男女共同参画について必要と思うこととしては、「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」が87.2%で最も多く、「避難所の運営、方針決定などにおいて、男性と女性がともに参加すること」が68.8%で続いています。

こうした、重要な意思決定の場に女性が参加することの意義を認める意見に、しっかりと応える体制づくりが重要となっています。

## 主要課題1 生涯を通じた女性の健康支援

### 施策の方向1 心身の健康保持・増進への支援

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	生活習慣病の予防対策と健康診査・相談体制の充実	健康の維持増進、疾病予防のために生活習慣を見直し、改善できるように健康講座や総合健康相談を開催する。また、疾病の早期発見や早期治療のために各種健康診査の充実を図る。	継続	健康推進課 健康づくり G
2	こころの健康相談の充実	ストレス等による心の病気を予防するために、精神保健の相談窓口を設置し相談業務を実施する。また、精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を行う。	継続	健康推進課 健康づくり G

## 施策の方向2 母子保健サービスの充実

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	母子健康サービス・健康相談業務の充実	妊娠から子育てに関する多くの悩みに対応し、母子の健康増進を図るために、母子健康手帳交付や妊婦・乳幼児健康診査、相談、赤ちゃん訪問（生後4ヶ月までの全戸訪問事業）、健康教室、予防接種事業等を行う。また、これらの事業を通し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、育児不安の軽減ができるようにする。更に、あらゆる機会に児童虐待の早期発見に努め、関係機関との連携を図り支援する。	継続	健康推進課 母子G
2	パパ・ママクラスの実施に伴う男女共同参画の視点の導入	出産予定の夫婦を対象に開催されている「パパ・ママクラス」にて、妊娠中から父親、母親の役割や子育ては夫婦でしていくことの意識啓発を図る。	継続	健康推進課 母子G

## 主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備

### 施策の方向1 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	思春期の健康支援	命の大切さ等を通じた性に関する知識の啓発や身体へ影響を与えるタバコや飲酒についての情報提供等、学校保健との連携を図り支援する。	継続	健康推進課 健康づくりG 母子G
2	子育て支援センターの充実	子育て親子の交流の場の提供と、子育て等に関する情報提供や相談など子育てを支援する。	継続	児童福祉課 子育て支援G
3	青少年のスポーツ・レクリエーションへの参加促進	青少年対象のスポーツ教室・大会を開催し、青少年の健全育成を図る。	継続	スポーツ振興課 スポーツ振興G

### 施策の方向2 児童虐待防止の推進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	児童虐待防止事業	児童虐待の通報・相談のあった家庭への対応や関係機関の連携強化などによる防止・支援策の実施を行う。	継続	児童福祉課 子育て支援G 健康推進課 母子G

### 施策の方向3 子どもに関する相談支援体制の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	児童生徒に対する教育相談の実施	スクールカウンセラーの派遣や適応指導教室での教育相談などを行うことで、児童生徒の心のケアや虐待の早期発見・防止に努める。また、それに関連して、児童相談所や警察、保健所など関係機関との連携強化を図る。	継続	教育指導課 教育指導G
2	桜川市家庭児童相談室の運営	子育てに関する悩みや、学校生活における心配事等、18歳未満のお子さんとそのご家族に関する様々な問題について相談に応じる。	継続	児童福祉課 子育て支援G



## 主要課題3 貧困、高齢者、障がい者に対する自立支援

### 施策の方向1 生活上で困難に直面する女性への支援

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前のセーフティネットとして、生活に困窮する方からの相談を受け、自立に向けた支援を行う。	継続	社会福祉課 社会福祉G

### 施策の方向2 障がいのある人に対する支援

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	障がい者相談支援事業	障がい者や、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。	新規	社会福祉課 障がい者支援G
2	障がい者の自立と社会参加	地域活動支援センター事業を通し、障がい者の創作的活動又は、生産活動の機会の提供、社会との交流などの促進の便宜を供与し、地域生活支援の充実を図る。 障がい者の就業や雇用促進のための就職情報の提供の充実を図る。	継続	社会福祉課 障がい者支援G

### 施策の方向3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	ふれあい生きいきサロン事業の推進	地域の公民館や集会場を利用し、ボランティア等の協力を得ながら、健康体操や健康相談などを行い、高齢者の介護予防や閉じこもりを防止させ、地域社会で自立した生活が送れるように支援する。	継続	高齢福祉課 高齢福祉G
2	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	おおむね65歳以上の高齢者が豊かな経験・知識・技能を生かし、生きがいを促進し、孤立感を解消するために趣味講座、教養講座等を実施する。	継続	高齢福祉課 高齢福祉G
3	総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、どのような支援が必要か把握し、適切な保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図りながら、相談支援を行う。	継続	高齢福祉課 高齢福祉G 地域包括支援センター
4	権利擁護事業	高齢者への虐待や消費者被害をはじめ、権利侵害を被る状況にある高齢者を早期に発見し、専門的・継続的な視点から必要な支援を行う。	継続	高齢福祉課 高齢福祉G 地域包括支援センター
5	家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族に対し、一時的に日常の介護から解放することにより、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減、及び孤立感の解消を図るため、介護者相互の交流・情報交換の場を提供する。	継続	高齢福祉課 高齢福祉G

### 施策の方向4 ひとり暮らしの高齢者・ひとり親の家庭等に対する支援

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	民生委員児童委員による見守り・相談支援体制の充実	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の見守り活動及び子育てや生活の悩みに関する相談等を受ける民生委員児童委員活動を支援する。	継続	社会福祉課 社会福祉G
2	ひとり親家庭等入学祝金支給事業	桜川市に住所を有するひとり親家庭等のお子さんで、4月から中学校・義務教育学校または高等学校に入学するお子さんを対象に、入学祝金を支給する。	継続	児童福祉課 子育て支援G

## 主要課題4 男女共同参画の視点にたった防災・復興体制の確立

### 施策の方向1 防災分野における男女共同参画の推進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	女性の視点を取り入れた防災計画の策定	災害発生時における女性のニーズにも対応できるよう、女性の視点も生かした防災計画・防災体制づくり及び防災リーダーの育成を促進する。	新規	防災課 防災G
2	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の確保	女性や子ども、障がい者などに配慮した防災備蓄品の確保を進める。	新規	防災課 防災G
3	防災訓練への女性の参加促進	市等が実施する防災訓練への女性の参加を促進する。	新規	防災課 防災G
4	多言語による防災対策	多言語による防災ハンドブックを作成し、日本語を母国語としない人々に対する防災対策を強化する。	新規	防災課 防災G

### 施策の方向2 復興における男女共同参画の推進

NO	具体的事業	事業概要	区分	主管課
1	女性の視点を取り入れた避難所の運営	災害発生時に設置される避難所が、母子や高齢者、障がい者などに十分配慮されたものとなるよう、避難所や復興の本部への女性の参画を促進します。	新規	防災課 防災G 社会福祉課 社会福祉G 高齢福祉課 高齢福祉G

## 第5章 プランの推進体制の整備

---

# 第5章 プランの推進体制の整備

## 1 プランの推進体制

### 計画の推進体制

---

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取り組みを推進します。

また、本計画の進行管理は、各主管課により事業進捗管理を行い、「桜川市男女共同参画庁内推進会議」に諮り、市民と庁内主管課の連携と整合性のとれた施策を推進します。

### 連携する推進体制の構築

---

毎年、各施策の進捗状況を調査し進行管理を行います。また、「桜川市男女共同参画庁内推進会議」等において、各事業の進捗状況を把握し、達成度を分析するとともに、必要に応じて各事業の見直しを行い、効果的な展開を図り、次年度の改善に繋げていきます。

なお、各主管課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下の各項を指標として行います。

No.	項目	平成 30 (2018) 年度 ※2017 年調査
1	【住民意識調査】 家庭での意思決定において男女が平等となっていると思う割合	32.1%
2	【住民意識調査】 慣習、しきたりにおいて男女が平等となっていると思う割合	11.5%
3	【住民意識調査】 「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方に「同感しない」 「どちらかといえば同感しない」人の割合	63.5%
4	【住民意識調査】 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも大切に することを回答した人の希望と現実の割合の差	20.5%
5	【住民意識調査】 嫌がらせを受けたとき、誰（どこ）にも相談しなかった人の割合	35.9%
6	【住民意識調査】 男女共同参画社会を「よく知っている」「大体知っている」人の 割合	53.0%
7	【住民意識調査】 桜川市男女共同参画推進プランを「よく知っている」「大体知っ ている」人の割合	18.7%

※ 5年後の2023年度には、2018年度の数値を上回れるよう、本計画を  
推進してまいります。



